

当科の「信仰上の理由による輸血拒否」に関する考え方

外傷や手術による出血や血液疾患等の治療において、必要な場合には輸血により救命を図るとというのが医師にとっては常識です。

しかし、信仰上の理由から輸血を拒否する患者がその意思に反して輸血された場合に、患者と医療機関の間で訴訟となることがあります。すなわち、医療上の救命行為と信仰とのいずれが優先されるかという問題です。

当科では、宗教上の理由による輸血拒否に対し、「相対的無輸血（※1）」の方針に基づき、以下のごとく対応いたします。

- 1 無輸血治療のために最善の努力をつくしますが、輸血により生命の危険が回避できる可能性があると判断した場合には輸血を実施いたします。
その際、輸血同意書が得られない場合でも輸血を実施いたします。
- 2 エホバの証人の信者の方が提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血治療（※2）」に同意する文書には、署名はいたしません。
- 3 全ての手術や出血する可能性のある治療には輸血をとまなう可能性があり、輸血拒否により手術・治療の同意書が得られない場合であっても、救命のための緊急手術・治療が必要な場合は手術・治療を実施いたします。

- 4 以上の方針は、患者さんの意識の有無、成年・未成年の別にかかわらず適用します。
- 5 自己決定が可能な患者、保護者又は代理人に対しては、当院の方針を十分に説明し理解を得る努力しますが、どうしても同意が得られず、治療に時間的余裕がある場合は、他医での治療をお勧めします。

※1【相対的無輸血】：患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

※2【絶対的無輸血】：患者の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。

この診療方針については以下の考え方を参考にしております。ご理解の程、よろしく願いいたします。また、納得されない患者さんについては紹介状を書かせていただきますので、皆さんが納得できる医療機関での加療をお勧めしております。

① 日本医師会 <http://www.med.or.jp/doctor/member/kiso/d3.html>

② 一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

<http://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/themes/jstmct/images/medical/file/guidelines/Ref13-1.pdf>